埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準

平成12年4月

福島県教育委員会

埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準

福島県教育委員会

1 趣 旨

この基準は、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)」(平成10年9月29日付け庁保記第75号)に基づき、福島県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 埋蔵文化財として扱う範囲の原則

この基準において、埋蔵文化財を包蔵する土地を埋蔵文化財包蔵地(以下、遺跡という)とし、その扱う範囲は、次の各号に示すものとする。

- (1) おおむね中世までに属する遺跡は対象とする。
- (2) 近世に属し、地域において必要な遺跡は対象とすることができる。
- (3) 近現代に属し、地域において特に重要な遺跡は対象とすることができる。

3 埋蔵文化財所在の判断、決定、周知

- (1) 遺跡が所在すると判断される区域は、次の各号に示すものとする。
 - ア 福島県遺跡地図において遺跡として掲載された区域
 - イ 福島県遺跡地図において遺跡として未掲載であるが、遺構の存在が視認できる区域または遺物が出土している区域
 - ウ 福島県遺跡地図において遺跡として未掲載であるが、地形や文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係によって知られている区域
- (2) 遺跡の所在に係る把握・決定・周知は、次に示すものとする。
 - ア 3-(1)の遺跡の所在及び範囲について、県教育委員会は、関係市町村教育委員会と調整を行った上で、遺跡として決定する。
 - イ 市町村教育委員会は、当該市町村に所在する新たな遺跡とみられる区域を発見したときは、速やかに、県教育委員会に報告すること。
 - ウ 県教育委員会が決定した遺跡について、県及び市町村は遺跡地図その他の資料により、常時閲覧可能な状態で管理し、周知を図るために必要な措置の実施に努める こと。

4 埋蔵文化財保護に係る開発事業との調整

- (1) 県教育委員会が、埋蔵文化財保護のために対象とする開発事業及び役割は次の各 号に示すものとする。
 - ア 複数市町村にまたがる広域の開発事業
 - イ 一般の市町村が処理することが適当でないと認められる程度の開発事業

- ウ 統一的な処理を必要とするもの
- エ 市町村への指導・援助及び連絡調整
- (2) 市町村教育委員会が、埋蔵文化財保護のために対象とする開発事業及び役割は次に示すものする。
 - ア 当該の市町村に係るもの
- (3) 県教育委員会及び市町村教育委員会は埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な調整を行うために、次の各号に示すものを行う。
 - ア 県または市町村における開発事業に対する指導その他の行政事務及び施行を担当する部局との連絡調整体制の整備を図る。
 - イ 事業者その他の関係者の理解と協力を得て、事業予定地内で表面調査を実施し、 遺跡の所在の有無を確認する。その範囲や性格等の把握が十分でないときは、速や かに試掘・確認調査を行い、協議資料の整備を図る。
 - ウ 本発掘調査の対象となる遺跡が所在している場合においては、速やかに、事業計画と埋蔵文化財の取扱いに関して、事業者と協議を行う。
 - エ 協議の結果、本発掘調査を行うときは、事業者にその範囲・調査期間・経費その 他の必要な事項を提示し、十分に理解と協力を求める。
 - オ 現状保存または盛土等による保存の場合には、将来の新たな開発事業の実施に際しても適切な措置が講じられるように記録を適切に保存・管理する。

5 表面調査及び試掘・確認調査の実施

- (1) 表面調査は、対象区域内において遺跡の有無やその範囲・性格等を確認するために行う。
 - ア 埋蔵文化財担当専門職員(以下、専門職員という)が、現地において地表面の観察や遺物の採集等を行うとともに、必要に応じ聞き取りや文献等の調査を行う。
 - イ 確認した遺跡は遺跡地図その他の資料を作成し、周知する。
- (2) 試掘・確認調査は、遺跡での本発掘調査の要否の決定及び本発掘調査を要する範囲・性格並びに経費及び期間の算定の資料を得るために行う。
 - ア 専門職員が、確認している遺跡を対象として、トレンチまたはグリッド等による 部分発掘を行い、遺跡の範囲・性格、遺構及び遺物の密度、遺構確認面または遺物 包含層の数及び深度その他の状況を調査する。
 - イ 試掘・確認調査の結果をもとに、県教育委員会及び市町村教育委員会は遺跡の取扱いに関しての保存協議資料の整備を図る。

6 埋蔵文化財の取扱い措置

開発事業等にあたって、遺跡の現状保存ができない場合には、開発事業等の工事範囲及び内容によって、県教育委員会及び市町村教育委員会は、原則として試掘・確認

調査の結果をもとに、それぞれ本発掘調査・工事立会・慎重工事の措置をとる。 その意義は、次の各号に示すものとする。

(1) 本発掘調査の措置

開発事業に先立って記録の作成のための発掘調査を行うことをいう。

また、発掘調査には、現地調査及び資料整理とその成果をまとめた報告書の作成までを含むものとする。

(2) 工事立会の措置

本発掘調査を要しない場合で、工事の実施中に、県教育委員会または当該の市 町村教育委員会の専門職員が立会い、埋蔵文化財が確認された場合には、その記 録を採る等の適切な措置を講ずることをいう。

(3) 慎重工事の措置

本発掘調査を要しない場合で、事業者(工事実施者)に対して、遺跡において 工事を行うものであることを認識のうえ慎重に施工し、埋蔵文化財を発見した場 合には、県教育委員会または当該の市町村教育委員会に速やかに連絡をとるよう 求めることをいう。

7 発掘調査の措置をとる場合の基準

- (1) 記録の作成のための発掘調査を行う原則は次の各号に示すものとする。
 - ア 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合(原則1)。
 - イ 埋蔵文化財に直接掘削が及ばない場合であっても、工事によって埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合や、一時的な盛土や工作物の設置であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合(原則2)。
 - ウ 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶た れ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合(原則3)。
- (2) 取扱い基準は、別表によるものとする。
- (3) 発掘調査後は、可能な限り速やかにその結果の公表に努めるものとする。

8 工事立会の措置をとる場合の基準

- (1) 工事立会を行う原則は次の各号に示すものとする。
 - ア 対象区域が狭小で、発掘調査ができない場合
 - イ 地形その他の状況から、発掘調査を実施するうえで安全を確保することが著しく 困難と判断される場合
 - ウ 埋蔵文化財保護のために、現地で工事状況を確認する必要があると判断される場 合
- (2) 埋蔵文化財が確認されて記録を採るときは、事業者にその範囲・調査期間・経費

その他の必要な事項を提示し、十分に理解と協力を求めること。

9 慎重工事の措置をとる場合の基準

- (1) 慎重工事を行う原則は次の各号に示すものとする。
 - ア 既に行われた工事等により埋蔵文化財が損壊を受けた範囲内の工事で、埋蔵文化 財に新たな影響が生じないと判断される場合。
 - イ 試掘・確認調査等の結果、遺構または遺物が確認されなかった場合。
- (2) 埋蔵文化財発見の連絡をうけたとき、県教育委員会または当該の市町村教育委員会は速やかに事業者と協議すること。

10 基準の改訂

福島県教育委員会は今後検討をすすめ、より適正な発掘調査等取扱い基準のため随時見直しに努めるものとする。

11 補 則

- (1) この基準に定めるもののほか、埋蔵文化財の範囲及び取扱いに関し、必要な事項は、福島県教育委員会が定める。
- (2) この基準は、平成12年4月1日から適用するものとする。

(別表)

□ 開発事業等に先立って記録保存のための本発掘調査を行うもの

原則1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合

○発掘調査を実施する。ただし、対象区域が狭小で本発掘調査ができない場合は除く

原則2 埋蔵文化財には直接掘削が及ばない場合であっても、工事によって埋蔵文 化財に影響を及ぼす恐れのある場合

1

○掘削底面と遺構確認面及び遺物包含層との間には保護層(埋蔵文化財を保護する一定の厚さの土層、緩衝層) を確保すること。保護層の確保ができないときは発掘調査を実施する。

原則3 埋蔵文化財には直接掘削が及ばない場合であっても、恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。

 \downarrow

- ○埋蔵文化財を必要なときに発掘できない場合や、損壊したのに等しい箇所やそうでない箇所が著しく交錯する場合は発掘調査を実施する。
- ○地下埋設物及び付帯施設の設置に当たっては、保護層の確保ができない場合において発掘調査を実施する。

①道路等建設	ア 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道は除く。 →ただし国道、県道、市町村道としての使用が予想される場合及び 当該箇所が施設完成後、必要なときに発掘調査できない場合は発 掘調査を実施する。 外 イ 高架、橋りょうから外れる箇所は除く。 →ただし当該箇所が施設完成後、必要なときに発掘調査できない場 合は発掘調査を実施する。 ウ 原則として道路構造令に準拠しない農道、私道は除く。 →ただし将来国道、県道、市町村道としての使用が予想される場合 は発掘調査を実施する。 エ 道路の拡幅、改良の場合の既存部分は除く。 →ただし新たな掘削が生じる場合は発掘調査を実施する。
②鉄道建設	・道路等に準じて発掘調査を実施する。
③河川改修	・堤防敷、河川敷内低水路部は発掘調査を実施する。
④ダム建設 (砂防堰堤)	・提体部、常時満水位までは発掘調査を実施する。
⑤恒久的な 盛土・埋立	・原則として、3m以上の盛土、埋立を行う場合は発掘調査を実施する。 ・地表に古墳、貝塚、城館等が顕在する場合で、現状を著しく変える工事内容の時は発掘調査を 実施する。
⑥建築物 駐車場	・掘削面と遺構確認面等との間に十分な保護層が確保されない場合は発掘調査を実施する。 ・将来の増築やその他の計画により、埋蔵文化財に影響が及ぶと判断される場合や、影響が及ぶ 箇所とそうでない箇所が著しく交錯する場合は発掘調査を実施する。